

三島市社会福祉協議会ボランティア登録基準

（目的）

第1条 三島市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）のボランティアセンター事業の円滑な運営をしていくにあたり、ボランティア活動を行う団体及び個人ボランティアの登録に関して基準を次の通り定めるものとする。

（登録の要件）

第2条 市社協にボランティア登録しようとする団体及び個人は、次の各号の要件を満たさなければならない。

- （１） 三島市を主な活動地域とし、自発的にボランティア活動や市民活動に取り組むこと
- （２） 公益的・自主的・継続的な活動であり、政治的、宗教的、営利的な活動でないこと
- （３） 活動に伴う実費弁償を除き、無報酬であること
- （４） 暴力団または暴力団の構成員もしくはその統制下にある団体など、法令、公序良俗等に違反していないこと
- （５） 団体の登録については、次の要件を満たさなければならない
 - ア 2名以上の会員で構成されていること。会員に市内在住の方もしくは在勤、在学の方がいること
 - イ 団体における代表者が明確になっており、活動内容を公表できること
 - ウ 会員向けの互助活動のみを行う団体ではないこと

前号の要件を全て満たさない団体でも、活動目的・内容により市社協が特に認める場合には、登録の対象とする。

（登録期間）

第3条 毎年度4月1日を登録基準日とし、翌年3月31日までの1年間とする。ただし、基準日後に登録申請した場合は、登録申請日から登録年度末（3月31日）までとする。

（登録の手続き）

第4条 登録を希望する場合、次の書類を市社協へ提出するものとする。ただし、新規に登録する団体については、市社協において審査の上登録を決定する。

- （１） 三島市社会福祉協議会ボランティア登録用紙 ※必須
- （２） 会員名簿（氏名・住所を記載）※必須
- （３） 活動内容が分かる書類（会則またはそれに準ずるもの、チラシ等）※任意

(登録変更手続き)

第5条 登録した内容に変更があった場合は、市社協へ届け出をすること。

(登録の取り消し)

第6条 次のような場合、登録期間中であっても登録を取り消すことができる。

- (1) 登録した団体及び個人から登録の取り消しの申し出があったとき
- (2) 第2条に定める要件に反したとき
- (3) 登録した団体及び個人の存在が確認できないとき
- (4) 市社協からの連絡や意思確認等の確認が取れなかったとき

(登録者への支援内容)

第7条 市社協はボランティア登録した団体及び個人に対して、次の支援を行う。

- (1) 市社協ホームページへの情報公開、ただし希望団体のみ
- (2) 登録団体及び個人の活動等の広報
- (3) ボランティア派遣に関する調整
- (4) 市内在住の視覚障がい者へ対する情報提供を行う団体についての支援
 - ※音訳に使用する CD 及び点訳に使用する点字用紙の提供
- (5) ボランティアセンターの利用
- (6) ノートパソコン・プリンターの貸し出し（要予約制）
- (7) コピー機・印刷機の使用
 - ※コピー機・印刷機共にカラーでの印刷はできません
 - ※30枚以上の場合は用紙を持参し印刷機を使用してください
- (8) 助成金等の情報提供
- (9) その他、ボランティア活動に関する相談や必要な支援など

(三島市ボランティア連絡協議会)

第8条 市社協へボランティア登録した場合、三島市ボランティア連絡協議会へ加盟することができる。※三島市ボランティア連絡協議会の概要については別紙のとおり

(個人情報の取り扱い)

第9条 登録に関して知り得た個人情報については、三島市社会福祉協議会個人情報保護規定に基づき適切に管理及び取り扱うものとする。

附 則

この基準は、令和6年3月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年3月1日から施行する。